

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第76号（6.3.11） 住民のまちづくり権を保障し、住民との合意形成を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 王子公園に大学誘致が公益上特別の必要がある場合に該当するのか疑義があり、都市公園法、都市公園法運用指針に則った住民合意のための議論が不十分であるため、再考すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市灘区 堀 口 清 志</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>建設防災委員会</p>

陳情者

住所 神戸市灘区

名前 堀口 清志

住民のまちづくり権を保障し、住民との合意形成を求める陳情

【陳情趣旨】

住民のまちづくり権は憲法第13条の幸福追求権や住民が主体となり地域課題を解決する「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」から導き出される健康権、生活権、環境権などが具現化されたものです。また、都市計画法では、都市計画の決定や変更には、住民の意見を反映させるために「公聴会の開催等」の必要性を謳っています。

私は2月の議会で、住民のまちづくり権を保障する立場から、住民・利用者、有識者、行政が協議する検討会の設置を強く求め、陳情しました。それに対して神戸市当局は「国のガイドラインでは説明会に替えることができる」と回答されましたが、地域住民に対する回答にはなっていません。それはこれまでの結論ありきの一方的な説明会等が、単に形だけの既成事実を積み重ねてきただけで、住民の意見を全くと言っていいほど反映してこなかったからです。

都市公園法では都市公園の廃止はできません。当局は、「公益上特別の必要がある場合」を都市公園の廃止できる理由としていますが、1月の公園緑地審議会では学識経験者の中からもこの点について、「王子公園に大学を誘致することが公益上特別の必要がある場合にあってはまるのか疑義がある」旨の意見が出されました。都市公園法運用指針では、「地域の実情に応じ、その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要」があり、「都市公園の廃止を検討する場合には、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと」とあります。つまり、住民との議論を尽くした上での合意形成が不可欠であり、それに至らなければ、見直しも当然ありうる。それがこの中身ではないでしょうか。王子公園は憩いとレクリエーション、景観の向上、環境の改善、災害時の避難場所など様々な役割を都市の中で求められている重要な施設であるからこそ、都市公園法や都市公園法運用指針によってバックアップされているのです。都市公園法になぜ保存規定があるのか、社会的共通資本としての王子公園の価値をもう一度よく考えていただきたい。よって以下の事項について陳情します。

【陳情項目】

- 1, これまでの説明会等では住民との合意形成がなされていません。住民のまちづくりへの主体的な参画の権利（住民のまちづくり権）を保障し、利用者・住民も含めた協議の場である検討会を直ちに設置してください。
- 2, 王子公園に大学誘致が公益上特別の必要がある場合に該当するのか疑義があり、都市公園法、都市公園法運用指針に則った住民合意のための議論が不十分です。再考を求めます。

都市交通委員会所管分は
陳情第75号

建設防災委員会所管分は
陳情第76号